

# Beyond

2026.

1

vol.61

中小企業は取適法（とりてきほう）を学ぼう

あさひ総研

令和8年度与党税制改正大綱

【2026年1月13日開始】協会けんば給付電子申請

経営分析参考指標（WAM）

新公益法人制度～行政手続きの簡素化・合理化～

Focus

株式会社アル・エル

News

あさひ通信

第245回 真似のできない日本の技術

INFORMATION

## CONTENTS

### 中小企業は取適法（とりてきほう）を学ぼう

#### あさひ総研

- 01 税制  
令和 8 年度与党税制改正大綱
- 02 労務  
【2026 年 1 月 13 日開始】協会けんぽ給付電子申請
- 03 社会福祉法人  
経営分析参考指標 (WAM)
- 04 公益法人  
新公益法人制度～行政手続きの簡素化・合理化～

#### Focus 株式会社アル・エル

#### News

#### あさひ通信 第 245 回 真似のできない日本の技術

#### INFORMATION

#### [ Beyond ] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。



## 価格交渉は経営者の仕事



### 中小企業は取適法（とりてきほう）を学ぼう

統括代表社員 田牧 大祐

中小企業経営者のあるべき姿としていつも思い浮かぶのが Y 社長である。北関東で化粧品関係の受託事業など 5 社の会社を経営し、スーパー銭湯など新事業への進出もされている。先日訪問した際、協力業者会と発注企業との価格交渉の際の現協力業者会代表者の弱腰姿勢にダメ出しをされていた。

15 年ほど前に初めて会社訪問した際のことが印象的である。工場駐車場に落ちている枯葉をきれいに掃除され、水撒きホースをきれいなどぐろ巻きにされていたのが Y 社長であった。長身でパンチパーマという押し出しの強い見た目に對し、工場の清潔さ、整理整頓、品質徹底の話をされたことが印象に残っている。

発注先からの安い価格発注があればべもなく断り、低価格発注には、“組立時間を計測しに、ストップウォッチをもって工場に來い”と発注責任者に単価が業務に合うかをタイム計測させる等、適正価格にしてきたという。その一方で品質管理を徹底し、不良品を出さない強い意識と実績で発注企業の信頼が厚い。下請法違反と発注企業に詰め寄ることもあるが、緊急品や他社の不良品で発注企業が困っている際には、引き受けの助け舟を出す。下請企業ではなく、日々対等な関係作りをされていることがわかる。もちろん 5 社とも業績が好調であることは言うまでもない。

2026 年 1 月 1 日より下請法が取適法（とりてきほう）<sup>\*</sup>に変わった。原材料、エネルギーコストの上昇などを適正に価格転嫁し、中小企業の生産性向上、賃金アップにつなげるためである。ひと昔前の下請企業を「生かさぬよう、殺さぬよう」な大手企業の発注方法では、中小企業が疲弊し、事業承継も進まない。このままではサプラ

イチエーン全体の維持が難しくなることが想定されているため、画期的な法改正と言える。「2025 年中小企業白書」では大企業の労働生産性は 1500 万円を超えるが、中規模企業、小規模事業者のそれは 500 万円台で約 3 分の 1 である。企業数割合 1% 未満の大企業の付加価値総取りの構図が改善されれば、経済の好循環が生まれると考えられる。

取適法では、これまでの下請法と比べ運用対象が拡大されている。委託事業者（発注企業）の対象に資本金基準以外に従業員基準 300 人超が加わり、資本金の低い企業も対象とした。運送委託など新たな対象も加わっている。また、①手形払いの禁止や②価格交渉に応じない一方的な代金決定の禁止、③ジャスト・イン・タイムの名目で長期間無料保管をさせる等の役務利用強制の禁止、④発注物品の受領拒否の禁止など委託事業者には 11 の禁止行為が明示されている。

人手不足の現在、大企業優位のパワーバランスは変わってきたないと感じる。仕事はあるが、仕事を頼める先が少ないと感じます。中小企業が適正価格で受注しやすい環境になっている。Y 社長のように適正価格への交渉と品質徹底が中小企業経営のカギであると考える。

取適法は、中小企業への追い風である。中小企業庁や公正取引委員会の HP に詳しく掲載され、動画もある。受託企業の経営者は取適法を学び、生産性アップ、賃金アップに向け発注企業との交渉に活かして頂きたい。

<sup>\*</sup> 発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための法律「下請代金支払遅延等防止法」が、「中小受託取引適正化法」となった。

## 税 制



## 令和8年度与党税制改正大綱

自民・日本維新の会の両党は2025年12月19日、令和8年度与党税制改正大綱を公表しました。令和8年の税制大綱では、高市政権の下での「強い経済」、「世界で輝く日本」の実現に向けて、年収の壁を160万円から178万円に引き上げること等が盛り込まれています。本稿では個人所得税、法人税に影響する税制大綱の概要をご紹介いたします。

## &lt;個人所得課税&gt;

## ・「178万円の壁」(基礎控除、給与所得控除の引き上げ)

基礎控除(本則)は4万円増額され、給与所得控除の最低保障額についても同額の増額が行われます。さらに、基礎控除の特例は給与収入665万円相当までを対象として42万円に拡充され、加えて、給与所得控除の最低保障額は追加的に5万円上乗せされます。サラリーマンやパートの方の給与所得者は、所得税の課税対象が178万円からになり、令和7年度の160万円から大きく18万円引き上げられます。

## ・非課税限度額の見直し

通勤距離が片道65km以上の方の非課税限度額が引き上げされます。

会社等からの食事支給の非課税額上限が現行の3,500円から7,500円へ引き上げられます。

## ・NISAの拡充と金融所得課税の見直し

0~17歳でもNISAの口座が保有可能となり、年間投資額は60万円、非課税保有限度額は600万円です。12歳以降、子の同意を得た場合にのみ親権者が払い出し可能になります。子の大学進学やライフイベントに伴う必要資金に備えられるよう考えられています。

## ・暗号資産

投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得を分離課税の対象とします。

## ・青色申告特別控除の拡充

控除額が最大75万円になります。ただし仕訳帳や総勘定元帳について要件を満たした電磁的記録の保存等をしていることが条件となります。

## &lt;法人課税&gt;

## ・特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

中小企業者においては投資額が5億円以上、投資利益率15%以上が見込まれること等を要件に、建物、建物付属設備を含む特定生産性向上設備について、即時償却又は税額控除を認める制度が創設されました。

## ・貨上げ促進税制の見直し

大企業向け措置については廃止される見込みです。中小企業向けにつきましては継続し、適用期限到来時に必要な見直しが検討されます。

## ・少額資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、対象資産が30万円未満から40万円未満に引き上げられます。



山形事務所  
パートナー  
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談(組織再編、グループ法人税制)を担当。

【2026年1月13日開始】  
協会けんぽ給付電子申請協会けんぽ  
被保険者用リーフレット

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、2026年1月13日より、これまで紙の申請書のみで行っていた健康保険給付等申請の電子申請サービスを開始します。これにより、郵送費用を抑え、提出から審査完了、給付金振込までの時間を短縮する効果が期待されます。

## 1. 対象手続き

申請頻度が高い以下の手続きを含む、ほとんどの手続きが電子申請可能となります。

・傷病手当金支給申請	・出産手当金支給申請
・出産育児一時金支給申請	・高額療養費支給申請
・埋葬料(費)支給申請	
・療養費支給申請(立替払等、治療用装具)	
・特定健康診査受診券(セット券)/特定保健指導利用券申請	
・任意継続被保険者資格取得申出	

電子申請サービスの利用により、制度の解説やよくある質問を参照しながら入力できるため、正確に申請を行うことができ、システムチェックによって記載漏れなどのミスを防ぐことができます。

また、申請に必要な添付書類(医師の意見書や領収書など)については、カメラ等で撮影した画像データをアップロードする形式で提出が可能です。これにより、紙の書類を整理・郵送する手間とコストが大幅に削減されることになります。

## 2. 手続きをできる者

協会けんぽの給付等手続きの申請者は、被保険者(従業員)本人です。事前に、マイナンバーカードの取得と「マイナポータルアプリ」のインストールが必要です。事業主が従業員のために代行することはできません。代行できるのは社会保険労務士です。社会保険労務士に被保険者が手続きを委託して代行させる場合は、「委任状」が必要となります。会社が手続き代行を委託している社会保険労務士が手続きする場合、基本的には紙の申請書で行う従来の手続きと同じ準備をしたうえで、社会保険労務士が提出する際に自己が取得しているID等を使用して電子申請サービスを利用します。

## 3. 利用手順

次の4ステップで手続きが完了します。



- 協会けんぽウェブサイトまたは専用アプリから、マイナンバーカードを利用してログインします。
- 申請したい手続きを選択します。
- 入力フォームに必要事項を記入し、添付書類を電子ファイルとしてアップロードします。添付書類はあらかじめ

## 労務



写真に撮る等してデータで準備しておきます。

④申請が完了します。

なお、利用可能時間帯は、平日8:00から21:00までです(祝日、年末年始を除く)。

⑤審査結果は書面で通知されます。

## 4. 審査の進捗状況確認による利便性の向上

電子申請サービス導入の大きなメリットの一つが、申請後の審査の進捗状況が確認できることです。紙の申請書での手続きでは、支給決定通知が届くまでは審査の進捗状況は確認できませんが、電子申請サービスを利用した場合、申請者はスマホやPCから申請後の状況を随時確認することができるようになります。また、申請内容に不備があった場合、郵送で通知されることに加えて、電子申請サービス内でも申請データなどが返却されます。返却された申請データを利用して、内容を修正し、容易に再申請することが可能です。



## 5. まとめ

2026年1月13日から開始される協会けんぽの電子申請サービスは、郵送の費用と時間のコストを抑えることができる便利なものです。一方で、健康保険給付申請書の作成において、被保険者自身が傷病等などで手続きをするのが難しい場合も想定され、会社が書類作成のほとんどをサポートしているケースも多くみられます。電子申請サービスを利用する場合に会社がどこまで関与し、被保険者による電子申請サービスによる手続きにつなげるか、手順と説明の仕方に工夫が必要となります。

電子申請サービスの利用は義務ではありません。マイナ保険証をはじめとするマイナンバーカードによる個人の手続きに被保険者が慣れてくると、電子申請サービス利用が普及すると思われます。

いまの社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。

## 社会福祉法人



独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、福祉・医療分野の事業者向けに「経営分析参考指標」を年次で提供しています。この指標は、WAM の福祉貸付・医療貸付を利用する顧客から提出された決算書データを基に作成されており、独自の分析ツールとして機能します。分析は「機能性」「費用の適正性」「生産性」「安全性」「収益性」という 5 つの視点から行われる点が特徴です。

## 対象法人

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人

## 対象サービス

特別養護老人ホーム、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、老人デイサービス、養護老人ホーム、訪問介護、病院、介護老人保健施設、保育所・認定こども園、障害福祉サービス（日中系 7 種類、居住系 2 種類、児童系 3 種類）

## 【ダイジェスト版の公表】

一部の法人・施設種別については、公式サイト上で「2024 年度（令和 6 年度）決算ダイジェスト版」が公開されています。今回はその中から介護分野について一部抜粋してご紹介いたします。（右表参照）

赤字施設の割合はどのサービスにおいても令和 5 年度より 6 年度の方が大きくなっています。特養（従来型）では 45.2% まで上昇しています。経費関係をみると人件費率はほぼ横ばいとなっている一方、経費率が上昇しているサービスが多く見受けられます。物価高騰や人材不足により発生した紹介料や手数料などといったところが要因としてあげられるのではないかと考えられます。

この指標は、自社の経営状況について他法人と比較するための物差しのような役割を果たしており、自社の立ち位置を客観的に把握するのに役立ちます。改めて自社の数値と比較し経営状況を分析されてみてはいかがでしょうか。

独立行政法人福祉医療機構 HP

<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-index/>



## 経営分析参考指標（WAM）

赤字比率					
サービス	特養（従来）	特養（ユニット）	グループホーム	通所介護	訪問介護
令和 5 年度	42.1%	31.1%	36.0%	43.9%	45.5%
令和 6 年度	45.2%	31.5%	38.0%	44.8%	45.5%

利用率					
サービス	特養（従来）	特養（ユニット）	グループホーム	通所介護	訪問介護
令和 5 年度	93.0%	93.0%	94.2%	69.6%	-
令和 6 年度	92.9%	93.0%	94.7%	70.7%	-

人件費率					
サービス	特養（従来）	特養（ユニット）	グループホーム	通所介護	訪問介護
令和 5 年度	65.0%	62.6%	69.0%	66.9%	74.4%
令和 6 年度	64.9%	62.1%	69.3%	66.7%	75.1%

経費率					
サービス	特養（従来）	特養（ユニット）	グループホーム	通所介護	訪問介護
令和 5 年度	28.9%	25.5%	22.6%	25.7%	16.4%
令和 6 年度	29.6%	26.0%	22.9%	26.1%	15.8%

※グループホームは認知症対応型共同生活介護



山形事務所  
経営支援部  
チームマネージャー  
三沢 博美

一般の事業会社のほか、  
医療関係及び社会福祉法人を担当。

## 新公益法人制度 ～行政手続きの簡素化・合理化～

令和 7 年 4 月 1 日から新公益法人制度が施行されました。

内閣府（公益法人 information）には「公益法人等制度改革特集ページ」が開設されています。

改正のうち、「行政手続きの簡素化・合理化（欠格事由、事業変更）」については、施行日（令和 7 年 4 月 1 日）から適用となっています。改正事項をよく理解することが重要となります。

今回は、下記をピックアップします。

## 【公益認定の欠格事由の見直し】

改正前	改正後
認定取消しを受けた場合、その法人は、5 年間公益認定を受けることができない。	自発的な申請による認定取消しの場合を、公益認定を受けることができない場合から除外

## 【改正概要】

・公益法人と一般法人との間で転換を容易にする、法人における理事等の流動性を確保するという観点から、公益法人が自ら申請して認定取消しを受けた場合については、欠格事由の対象から除外。

・具体的には、認定法第 29 条第 1 項第 4 号の「公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき」に関して

- ①自ら取消しの申請をした法人の認定取消し時に、認定取消しから 1 年以内に当該法人の業務を行っていた理事（代表理事や業務執行理事）が、その日から 5 年を経過しない間に、当該法人或いは別の法人の理事である場合
- ②自ら取消しの申請をした法人で、認定を取り消されてから 5 年を経過しない法人

上記 2 つの場合の法人については、認定法第 6 条の欠格事由には該当しない。

## 【変更手続きの見直し】

改正前	改正後
事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要	収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

## 【改正概要】

・公益法人が自らの判断で柔軟・迅速な事業展開をできるよう、届出で事業変更可能な範囲を拡大。具体的には、収事業等の変更を届出化、また公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大。

## 【変更届出対象事項】赤字が新設部分

I. 公益目的事業関係の変更
公益目的事業の一部の廃止
公益目的事業の統合・再編・承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの
i 各公益目的事業の申請書記載事項等に変更なく、事業の単位（公 1、公 2、細分化された公 1-1、公 2-3 など）の統合・分割・再編などを行う場合
ii 公益法人である吸収合併存続法人が、吸収合併消滅法人からの公益目的事業を申請書記載事項に変更なく引き継ぐ場合（吸収合併存続法人の定款目的の範囲内であることは必要）
iii 公益法人が他の公益法人の公益目的事業の譲渡を受け、その公益目的事業を申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合（譲渡を受ける公益法人の定款目的の範囲内であることは必要）
iv 自然災害その他の緊急事態にあって、当該法人の入材又は保有財産を活用して迅速に対応することが求められる場合において、短期間、対価収入（その実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く）を得ることなく事業を行う場合
v 事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして当該変更後の事業が、引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合
その時点で認定を受けている申請書の記載事項の変更を伴わない事業変更
II. 収益事業等の内容の変更
収益事業等（収益事業又はその他事業）の内容の変更（追加・廃止を含む）
III. その他（以下はこれまで変更届出対象事項であったもの）
法人の名称又は代表者の氏名の変更
公益目的事業を行う都道府県の区域の変更 ※行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項
主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更 ※上記同様
定款の変更（名称、事業内容の変更等に伴い提出された場合を除く）
理事、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
事業を行うに当たり必要な許認可等の変更

※「制度改正解説資料（令和 7 年 5 月 15 日版）公益法人インフォメーション」を加工して作成しています。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人 information (koeki-info.go.jp)



山形事務所 審査部  
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけではなく、公益法人の設立支援などにも携わる。



あさひグループが注目する、地域の企業・自治体をご紹介します

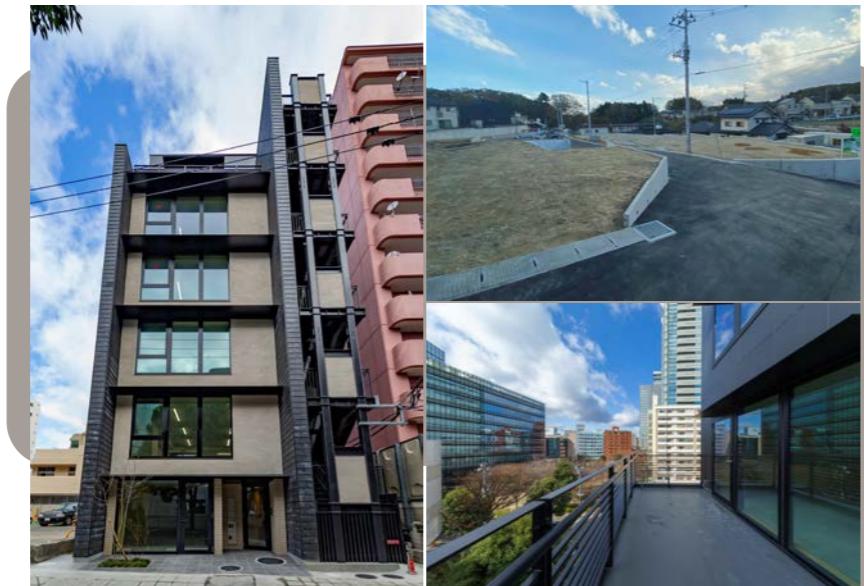
Focus

## お客様一人ひとりの人生に寄り添う 総合不動産会社

株式会社アル・エルは、仙台市宮城野区に本店、愛知県名古屋市に支店を置き、宅地造成・分譲販売を中心とした不動産事業全般に幅広く取り組んでおります。コロナ禍を経て、不動産活用のノウハウをベースに、コワーキングスペース「シェアオフィス URL」や飲食店「炭京極」の運営、今年度からは採用支援事業に取り組むなど、不動産事業を強みにした事業の多角化を目指し、日々挑戦しております。

### 不動産事業

創業時より取り組んでいる宅地分譲事業では、用地取得から造成工事、販売までをワンストップで行うことで、質の高い住宅用地をできる限りリーズナブルに販売することを目標としております。2024年からはグループ会社において建設業許可を取得し、自社分譲のみならず、ハウスメーカー様や不動産会社様と提携して宅地開発を行っております。



### シェアオフィス事業

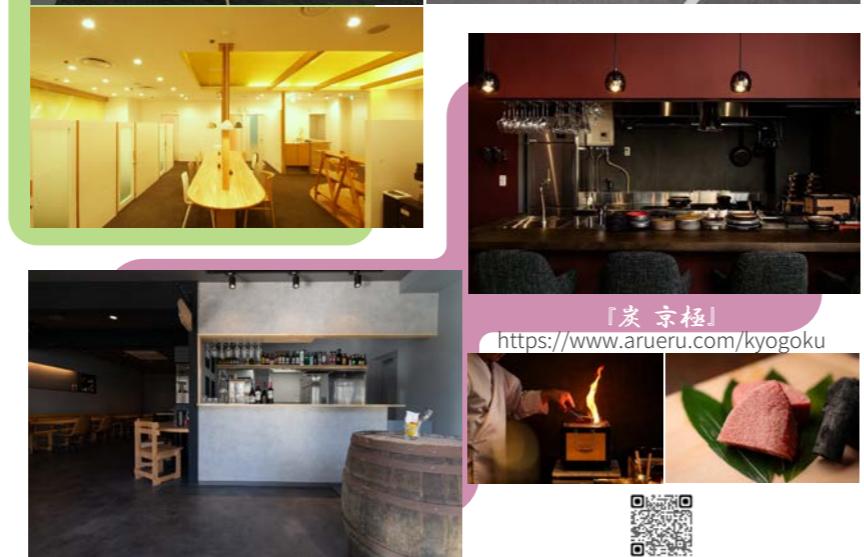
利用者様の生の声に耳を傾け、融通の利くサービスをご提供することで、大手企業によるシェアオフィスやコワーキングスペースとの差別化を実現しました。本社が併設しているので、顧客やお取引先との貴重な接点を数多く創出する場にもなっております。



### 飲食事業、採用支援事業

先述の宅地開発事業やシェアオフィス事業において、利用者様にとって快適で価値のある空間づくりは、不動産会社として腕の見せ所と考えております。それらで培った空間づくりのこだわりが、飲食事業への展開に繋がりました。

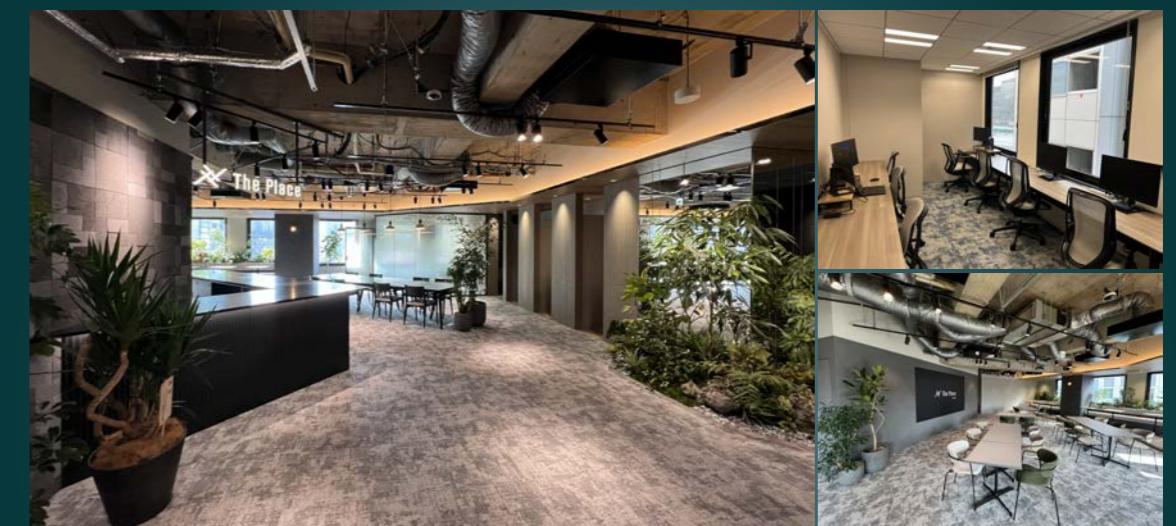
新規にスタートした採用支援事業においても、高度な人材と企業とのマッチングの場を、当社ならではの高いクオリティで提供できるよう取り組んでおります。



## 東京オフィス移転のお知らせ

この度、株式会社ASAHI Accounting Robot研究所（以下、当社）は、2025年12月、東京オフィスを新橋へ移転いたしました。ビジネスの中心地である新橋に拠点を構えることで、当社はより迅速かつ柔軟な対応を可能にし、クライアントへのサービス品質を一層向上させてまいります。また、セミナーやイベントを通じDX（デジタルトランスフォーメーション）に関する最新情報やソリューションを積極的に発信し、持続的な成長を実現してまいります。

今後も、当社は「ヒトとロボットの協働時代」の実現に向け、取り組みを一層加速してまいります。



所在地:  
〒105-0004  
東京都港区新橋1丁目11-7 新橋センタープレイス8F  
The Place Shimbashi(ザ プレイス 新橋)  
交通:  
東京メトロ銀座線新橋駅直結



## Copilotワークショップ開催のお知らせ

Microsoft畠山氏を講師に迎え、生成AI活用のハンズオンを実施します。現地参加（先着10名）はMicrosoft Base仙台、オンラインはTeamsでご参加いただけます。参加費無料。Copilot環境とPCをご準備ください。詳細・申込はQRコードよりお願ひいたします。

開催日時:

2026年1月23日(金) 13:00~17:00 (会場オープン 12:30)

会場:

《リアル》 Microsoft Base 仙台  
宮城県仙台市青葉区大町1-1-30  
新仙台ビルディング 4F

《オンライン》 Microsoft Teams

定員:

《リアル》 10名(先着順)

※ご希望の方はお早めにお申し込みください

参加費: 無料

【2026年1月23日(金)】Copilotワークショップ (Microsoft Base仙台) 参加申込フォーム



## 真似のできない日本の技術

公認会計士・税理士 **牛田健一**

バブル経済の崩壊後、不良債権処理の遅れ、デフレの長期化、少子高齢化の進展、規制緩和や産業の転換が進まない構造改革の遅れで日本は時代の変化に適応できず、「失われた30年」と言われる長期不況が続いた。GDPの伸びは平均0.7%、政策金利は0%、賃金水準が長期停滞するなか、世界は「日本はもう終わった」と思った。しかし、日本の失業率は先進国で最低クラス、外貨準備高は着実に増加、日本人々は比較的平静だった。そのころ中国人評論家の柯隆（か・りゅう）氏が「日本経済が破綻しないのは技術があるからだ」と言うのを聞いた覚えがある。

今、日本は「技術力」で復活しようとしている。まずは半導体関連の技術を見てみよう。確かにロジック半導体の量産では台湾のTSMCや韓国のサムソンが圧倒的な力を持っている。一方、日本は半導体製造装置の精密さや半導体素材の品質や供給力では世界屈指といえる。

(製品・分野)	(主な企業)	(世界シェア)
シリコンウェハー	信越化学等	50%～60%
フォトレジスト	JSR等	70%～90%
高純度洗浄液	関東化学等	70%以上
半導体製造装置	東京エレ等	30%～35%

これらはチップ製造に欠かせない素材や装置で日本の製品がなければ世界の半導体工場が止まってしまうレベルだ。

半導体以外でも日本は核心技術を握っている。  
**○炭素繊維**…鉄の4分の1の軽さで強度は10倍、鑄びはない。ボーイング787の機体の半分以上に使用され、20%以上の軽量化と燃費改善に貢献。軽量化が必要なEVにも採用されている。髪の毛の1/10の細い繊維を何千本も束ねて編み上げ1400層以上積み重ねていく。しかも、不良率は0.1%。

**○内視鏡技術**…オリンパスが世界シェアの70%を誇っている。がんの早期発見を向上させ、腹腔

鏡手術や胸腔鏡手術で低侵襲治療を可能にした。  
**○ロボット技術**…ファナックや安川電機の産業ロボットは、0.01mm単位の精度で世界の製造業を支えている。さらに介護支援ロボットや手術支援ロボットなど人の動きを理解して助ける「共生型ロボット」を開発。精密さだけではなく人に寄り添う設計思想は模倣困難な強みとなっている。

**○立体圧延車輪**…車輪を一体成型することで強度と耐久性を高め、事故リスクや騒音を低減。製鉄、鍛造、熱処理技術を融合したこの技術は日本製鐵の技術で他に類を見ない。新幹線をはじめとする鉄道の安全と静音性を支える。

これらの外でも日本の「ものづくり」は世界を凌駕する。直径2mmのベアリングでは日本製品の不良率は十万個に一個なのに対して最新のAIや数百億円を投じた設備をもってしてもドイツ製品の不良率は千個に三個。村田製作所がつくるセラミックコンデンサーは0.4mm×0.2mmのチップでこの中に600層のセラミックが積み重なっている。通信基地局や5Gインフラ、電気自動車でなくてはならない技術であり、村田製作所の世界シェアは40%以上だ。このセラミックコンデンサーには欧州やアメリカの企業も挑戦したのだが、歩留まりの低さが壁となり日本の品質に届かなかったという。

一体、何が日本の技術を支えているのだろうか？欧米では効率と利益を優先し、技術をKPI、歩留率、利益率といった数字としてしか見ていないのに対し、日本では現場で積み重ねた改善、そして人の命を預かるという使命感が技術の要となっている。

欧米では機械は壊れるという前提で、修理しやすいように設計し、壊れたら交換すればいい。それが合理的だと考えている。だが、日本は違う。壊れないものを作るという前提から始まる。GMでは不良品は最後の検査で弾けばいい。日本はそもそも不良品が生まないラインを作る。日本のものづくりは、単なる技術の積み重ねではなく、文化、価値観、哲学がそのまま形になったものだ。

## SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所【仙台】あさひ会計仙台事務所

参加費：1名様 税込27,500円（昼食代込）

※詳細は、同封のチラシをご確認ください。



新入社員がより早く一人前になるために

## 『新入社員オープン研修』

「上司からの指示を待つばかりではなく、自ら進んで積極的に仕事に関わってほしい」  
 「報告・連絡・相談」をしながら、周りの人と一緒に仕事をしてほしい」  
 「期待されている『役割』や『仕事の仕方』を考えながら、課題を持って仕事に取り組んでほしい」  
 …そんな経営者や人事担当者の皆様の期待を実現するために。  
 新卒新入社員を対象とした研修プログラムです。

◎プログラム概要：

- オリエンテーション
- 「仕事とは何か」を考える
- 社会人としてのマナー
- 仕事のすめかた
- 企業経営の目的
- 3ヶ月間の行動計画

【山形】◆定員：30名

4月2日(木)・3日(金)  
の2日間

【仙台】◆定員：12名

4月6日(月)・7日(火)  
の2日間

◆時間：各会場共通 9:30～16:30



参加費：無料



## 『成長戦略・事業承継 個別相談会』

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。  
 M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着5組様限定、完全予約制

※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。

【山形】

1月14日(水)  
2月12日(木)

【仙台】

1月13日(火)  
2月13日(金)

◆時間：各会場共通

①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

共催／日本M&amp;Aセンター

参加費：無料



## 『相続個別相談会』

「相続のことでの家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と  
そのご親族様に限定させていただいております。

【山形】0120-652-144  
山形相続サポートセンター◆開催日時：各会場共通  
1月22日(木)【仙台】0120-954-883  
宮城相続サポートセンター

2月19日(木)

\*1回目／10:00～ \*2回目／14:00～ いずれも1時間程度

参加費：無料



## 事務スタッフ向け『自動化・デジタル化セミナー』

『明日からできる、地に足がついたデジタル・自動化』をご紹介。  
 元事務職だった講師が、業務目線で方法や事例をお伝えしていきます。

講師：カスタマーエクスペリエンス 大澤 明日香 Microsoft MVP

◎プログラム

- ・Microsoftの自動化、デジタルツールのご紹介
- ・活用事例
- ・操作実演
- ・当社サポートメニューのご紹介

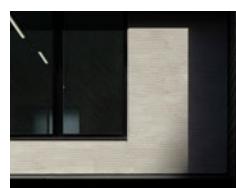
【Webセミナー／Teams】

Power Automate for desktop編  
1月20日(火)Power Automate編  
2月17日(火)

◆時間：15:00～16:00 ◆定員：30名

※このセミナーは、Power Automate for desktop・Power Automate・Power Appsを月替わりで取り上げています。詳しくは、口ぶらHPをご覧ください。





株式会社アル・エル (P7 参照)

## Beyond vol.61

2026年 1月 発行

発行元／あさひ総研  
山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27  
TEL: 023-631-6521  
仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30  
新仙台ビルディング 4F  
TEL: 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>